



医保第 05-4044 号
令和 3 年 6 月 1 日

公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター 理事長 様

三重県医療保健部長

食品衛生責任者取扱要綱の一部改正について

平素は、三重県の食品衛生行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、食品衛生法（以下「法」という。）等の一部改正に伴い、食品衛生責任者の選任が公衆衛生上必要な措置として食品衛生法施行規則（以下「省令」という。）に規定されたことを踏まえて、食品衛生責任者取扱要綱の一部を改正しましたのでお知らせします。

記

1 主な改正内容及び留意事項

(1) 省令と重複する内容の削除

食品衛生責任者の設置に係る規定を削除した。

(2) 知事が適当と認める講習会の指定

知事が適当と認める講習会として、標準的な養成講習会の他、三重県食品衛生協会が行う食品衛生指導員養成講習会を規定した。

(3) 旧制度の食品衛生責任者の取扱い

令和 3 年 5 月 31 日時点で、改正前の三重県食品衛生規則に基づき食品衛生責任者として認められていた者については、法改正後も食品衛生責任者として認めるが、再講習の受講等により、HACCP に沿った衛生管理等の新たな知識の習得に努めること。

(4) 養成講習会

通知に示された標準的なプログラムの内容に合わせて、実施基準を改正した。

(5) 再講習会

ア 養成講習会の内容に合わせて実施基準を見直した。

イ 許可施設及び集団給食施設（以下「許可施設等」という。）の食品衛生責任者の定期的な受講頻度を、3 年に 1 回と規定した。



ウ 届出施設（集団給食施設を除く。）の食品衛生責任者については、許可施設等の食品衛生責任者に係る規定に準じて、定期的に再講習会を受講するよう努めることとした。

2 施行期日

令和3年6月1日

事務担当

食品安全課 食品衛生班

尾崎 由佳

TEL : 059-224-2343

FAX : 059-224-2344